

事務局長

皆様、おはようございます。
秋作業はこれから本格化してくるということで、公私とも大変お忙しい中、会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
初めに、皆様ご存じのとおり、去る8月10日に伊藤徳則推進委員がご逝去されました。改めて、ご冥福をお祈り申し上げたいと存じます。
次に、欠席の届出ですが、19番、鈴木正雄委員から出ております。それから、7番の伊藤裕樹委員は、連絡はちょっとございませんが、まだ到着しておりませんので、この後、到着されるかと思います。
それでは、定刻となりましたので、ただいまから第16回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

(午前10時 開会)

事務局長

会長からご挨拶がございします。

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。
会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は22名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
次に、前回8月6日総会から本日までの主な業務報告につきまして、お手元に配付しております第16回総会までの業務報告書をご覧願います。
初めに、8月6日ですが、第15回農業委員会総会を委員21名、推進委員3名の出席をいただき、大仙市史跡のせんぼく「さくまろ館」において開催しております。
8月26日には、令和3年度第2回農業委員会役員会を、会長、会長職務代理、ほか役員合わせて計8名の出席をいただきまして、神岡庁舎の2階情報活動室で開催しております。
現在、欠員となっております大曲2番の推進委員の募集や非農地証明に関する要領、その他要綱等の改正等についてご協議いただいております。
8月30日には、広報専門委員会を委員10名の出席をいただき神岡庁舎2階情報活動室において開催しております。10月1日発行の農業委員会だより第21号の掲載内容につきまして、ご協議いただいております。
その他につきましては、資料のとおりとなっておりますので後ほどご確認をいただきたいと思っております。
それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議 長

本日の会議を開催します。
初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、11番、泉芳博委員、12番、佐藤敏光委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議 長

議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、議案第2号の「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。
令和3年9月8日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与

29ページ、1番を説明します。

資料は1ページ、2ページとなります。

転用する農地は、長野〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル、1筆です。

申請人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。

駐車場及び資材置場を設置するための転用です。

申請理由につきましては、申請人は施設整備業を営む会社の役員であり、会社が使用している駐車場と資材置場が手狭な上、道路から奥まったところにあるため不便なことから自己所有地を整備の上、会社が無償で使用するものであります。

農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請地は宅地と雑種地に囲まれた狭隘農地であることから第2種農地に区分されます。

申請地については、会社に近接していることから、効率的に使用できると考えられ、立地場所等を含め許可要件を満たしていると思われまます。

また、第1種農地の許可基準である農地法施行規則第33条第4号により駐車場、資材置場は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、立地基準を満たしているものと判断いたしました。

また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

なお、この案件は、令和3年7月8日開催の第14回農業委員会総会で農振除外案件として同意いただいております。

議 長

事務局からの説明が終わりました。
これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
案件1番についてお願いします。

玉井委員

2番、玉井です。
8月27日に現地のほうを確認してきました。
事務局の説明のとおり、周りの環境に対して支障を来さないことを確認しましたので、よろしくご審議よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。

事務局長

現地調査、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。
質疑ございませんか。

	(なしの声)
議 長	ないようですので、これより採決いたします。 本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	次に、議案第3号の「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局長	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和3年9月8日提出 大仙市農業委員会 会長 細谷精悦
議 長	事務局の説明を求めます。
参 与	

30ページ、1番、2番をご覧ください。
関連がありますので、併せてご説明いたします。
位置図、平面図につきましては、資料3、4ページになります。
賃貸借による一時転用です。
転用する農地は、神宮寺○○○○○○○○○○、地目が田、○○○平方メートル外、田2筆、合計、
田3筆、面積は○○○○○平方メートルです。
貸付人は、○○○○○○○○○、○○○○さん外1名です。
借受人は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○さんです。
申請理由につきましては、砂利採取によるもので1番が砂利採取場、2番が表土置場になります。
申請期間については、許可日から1年間です。
賃借料につきましては1番が1平方メートル当たり○○円、2番が○○○円となっています。
許可基準における立地基準につきましては、申請地は農用地区域内の農地であることから、原則許
可できませんが、農地法施行令第11条第1項第1号により一時的に砂利採取のため使用されるもの
で、許可基準を満たしているものと判断いたしました。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断
いたしました。

30ページ、3番を説明いたします。
資料は5ページ、6ページとなります。
転用する農地は、大仙市強首○○○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○平方メートル、1筆です。
使用貸借権案件です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん。
借受人は、○○○○○○○○○○○○○○○さんです。
申請理由といたしまして、借受人は現在、両親宅に兄家族と共に9人で同居しており、手狭になっ
てきたことから、隣接する父が所有する申請地を無償で借り受け、住宅の新築を計画したものです。
設定期間は許可日から30年。
農地転用の許可基準における立地基準につきましては、当該地は10ヘクタール以上の農地の区域
にあることから、第1種農地に区分されます。第1種農地は原則許可できませんが、この一般住宅の
新築の案件については、日常生活上必要なもので集落に接続して設置されることから許可要件を満た

よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。
案件3番については、伊藤委員欠席ですので、ありません。
案件4番についてお願ひします。

玉井委員 2番、玉井です。
8月27日に現地確認しました。
隣接する住民の方の用地も足りていますので問題ないことを確認しましたのでよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。
案件5番についてお願ひします。

長澤委員 3番、長澤です。
5番について、事務局の説明のとおりでございまして、既存の駐車場、建物に隣接する場所でございますので、水利等何ら問題ないと見てまいりました。どうかよろしくご審議のほどお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

事務局長 現地調査、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 質疑に入ります。
質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長 ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願ひします。
(賛成者挙手)

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第4号の「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。

事務局長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。
令和3年9月8日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦
すみません、これを少し補足説明をいたします。
本案件は、2ヘクタールを超え4ヘクタールまでの転用案件で、県知事許可になることから、農業委員会の意見を付して県へ送付するために審議をお願ひするものですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明を求めます。

参 与

な状態になっているところに8メートル道路がありますけれども、これだけの大所帯が今後造成されるといった場合に、実は、国道、バイパスは、片側よりしか出入りができない状況になっているわけです。

これは、市としても今後の道路の整備状況といったものを勘案しなければならない事態になると思います。

そこで、当委員会としては、どうかこのパワーのところの十字路より先の方位の整備をしっかりと計画をしてほしい旨の条件といたしますか要望といたしますか、そういったものを附帯して県に言ってやってはどうかかというふうに思います。

事務局長

そうしますと、この場で8メートル道路でつなぐという形で、農業委員会総会としての意見としそれを付すという形で、この場でご審議いただいて、皆さんそれでよろしいということであれば、そういうふうに意見を付してというか、市の建設部局のほうに申入れを行いたいというふうに考えますが、総会で意見集約していただければということになります、その辺はよろしいでしょうか。

渡邊委員

再度皆さん方にも知ってもらいたいなといたしますか、トラクターミナルがパワーの東側にあって、その道路が、実はその先がないわけです。

この図面、開発図面の言わば「申請地」と大きく書いてある字の辺りのほうに道路がないわけです。言わばこの道路の右側のほう、図面見ると右側のほうにずっと大きな道路を、これからこの土地はどんどん開発行為に巻き込まれる地域と私は判断します。

です、その8メートル道路にぴよんと付けるといった意味ではなく、この十字路よりトラクターミナルのところを突っ切って田んぼのほうに向かうような、広義ないわゆる幅広の12メートル以上、15メートルあるのもいい、そういった大きな道路をやっぱり計画をしなければ、後々、防火体制だとかあるいは救護関係、災害関係とかそういったものを考えた場合には、ここの場合は、異常事態が生じる可能性があるということ、私、指摘したいと思います。

そういった計画を、こんな大きな大所帯の計画をする場合には、やっぱりまず市が先じて一般の道路をつくっていく。そうしてから宅地造成等々について許可していく、そうすれば、言わば開発行為をどんどんして行って住宅が増えてくれば、それはまた市の発展にもつながってくるということですので、そういったことを踏まえて、私申し上げているということですので、どうかその辺ご理解をお願いしたいなと思います。

今、かぎ括弧の8メートルにちょっと付きましたと。そんな問題ではないので、そこら辺のところをどうかご理解をお願いしたいなと思います。

議 長

私のほうから。このことについて、会議のほうに出ましたけれども、その道路の問題、やっぱり市のほうでも市長のほうでもいろいろこれから検討しなきゃいけないということで、このトラクターミナルのほうと、あと共済組合のほうの道路、あそこら辺を拡張してやればなという。これから、もっともっところら辺住宅増えてくるそうなので、何とかして道路のほうはスムーズに行けるようにやっていきたいという市と市長の考えのようでした。

渡邊委員

確認してほしい。

事務局長

はい、分かりました。

議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「ありません」の声)

議 長

ないようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり許可相当と決定することについて、賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり許可相当として知事に送付することに決定いたしました。

議 長

次に、議案第5号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の撤回について」を議題とします。

事務局長

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の撤回について
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の撤回について意見を求める。
令和3年9月8日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷清悦
ここで、すみません、撤回について少しご説明をいたします。

参 与

議案書38ページから41ページです。

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の撤回の概要についてご説明いたします。

今回の農用地利用集積計画の撤回につきましては、農地中間管理機構を使った圃場整備事業の実施に伴うものです。

事業の採択要件の1つとして、事業区域内全ての農地に15年以上の農地中間管理事業による利用権を設定することが必要となります。

そのため、既に10年の中間契約を結んでいる農地については、設定期間を15年以上にする手続が必要です。

お配りしているA3版の農地中間管理機構関連農地整備事業の事務手順をご覧ください。

具体的には、平成29年9月25日の改正土地改良法施行以前に契約されたものと以後に契約されたもので、契約期間の延長方法が異なります。

平成29年9月以後に契約されたものについては、契約期間を15年以上に延長する手続のみで事業採択要件を満たしますが、平成29年9月以前に契約されたものについては、撤回案件として総会議決後、新たに設定期間が15年以上の中間契約が必要です。

なぜ合意解約ではなく撤回なのかについてですが、事務手順の下のほうの重要と下の太枠で囲まれているところをご覧ください。

過去に経営転換協力金をもらった方が、一時的にでも合意解約すると協力金の返還対象となりますが、中間管理機構を使った圃場整備の法律が後からできたため、延長に伴う一時解約は撤回という方法で経営転換協力金の返還対象にしたい目的からこのたびの案件となったものです。

要は、平成26年から中間の貸し借りが始まりましたが、平成29年に改正土地改良法により圃場整備の要件ができたため、それ以前に契約している方々の経営転換協力金を戻さないようにするための一時解約としての言葉が撤回という言葉に変わっていました。

これは、協力金を戻さないで圃場整備に加わるようにできるようにするための、農水省の苦肉の策でございますので、これ以後、圃場整備に係る土地で、平成29年9月以前にもう中間で出している農地がある場合は、この撤回の案件が必要になりますので、よろしくお願いたします。

議 長

議案第5号、案件1番ですが、この件に関しては、会議規則第28条の規定により、本議案の当事者〇〇〇〇が案件終了まで退席します。代わりに、議長として議事の進行は菅原会長職務代理者をお願いいたします。
(〇〇〇〇 退席)

議 長	説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声)
議 長	ないようですので、これより採決いたします。 本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり承認することに決定しました。
議 長	次に、報告第1号の農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について事務局より報告願います。
事務局長	報告第1号 農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について 下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する。 令和3年9月8日提出 大仙市農業委員会 会長 細谷精悦
議 長	事務局より報告願います。
参 与	

146ページをご覧ください。
記載の5法人からの報告がありました。
順に読み上げるところですが、総会時間の短縮のため省略させていただきます。ご了承ください。
詳細につきましては、147ページから162ページをご覧ください。
結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議 長	以上、報告といたします。
議 長	これで本日の日程は全て終了しました。 そのほか、事務局から何かございませんか。
事務局長	すみません、私から1つご報告させていただきます。 先ほど、開会の業務報告のところ少し触れましたけれども、現在推進委員の大曲2番の地区が欠員となっており、9月30日まで市のホームページで公募をいたしております。 この後、応募者につきまして評価委員会を開催し、決定の上、次回の10月総会に議案として上程したいと考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。 私からは以上です。
議 長	皆さんのほうから何かありませんか。 佐藤委員。
佐藤委員	12番、佐藤です。 私事でございますけれども、先般、私のおやじの葬儀に当たりまして、委員会で皆様から過分なる御香典頂戴いたしましたことを、この場をお借りしまして厚く御礼を

申し上げます。
どうもありがとうございました。

議 長

渡邊委員。

渡邊委員

先ほど、局長からの報告がありましたのは、うちのほうの大曲担当の伊藤徳則さんが10日に、本当に誰も予想しない元気な人間が、心筋梗塞でぽっと亡くなってしまいました。誠に残念でなりませんでした。

葬儀に当たっては、当委員会、委員あるいは推進委員の方々にたくさんのご香典をいただいたこと、家族に代わって私から御礼を申し上げます。

さて、もう一つなんです、この推進委員の公募についてであります、実は私も、大曲地区の大曲ということで、これまで私のほか2人の推進委員の方々が頑張ってもらっていました

まさか、この案件の多い、申し訳ありませんが、他地区よりは相当の案件の多い大曲地区です、空白にするわけにはまいりませんので、早速人選に当たらせていただきました。

ようやく、推薦になって了解を得てた今、局長のもとに候補の書類を記入し提出しております。これまで兼業としてやってきた方でありましても、今回の件を踏まえて、仕事を辞めて、これまでの会社勤めを辞めてこの農業委員、並びに推進委員の活動に頑張るといふ返事をもらいました。

どうか10月の総会の皆様のご理解とご了承、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議 長

ほかにありませんか。

なければ私のほうからお願いですけれども、秋田県農業会議政治連盟の寄附金ということで、また毎年ですけれどもお願いが行っていると思います。

コロナの関係で本当に昨年も県内での活動しかできませんでしたけれども、皆様のご理解をいただき何とか寄附金のほう今年もどうかよろしく願いいたします。

ということでどうかお願いします。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

ないようですので、以上をもちまして第16回大仙市農業委員総会を閉会します。
本日はご苦勞さんでした。

(午前11時30分 閉会)